

## 第3 2回流山市民音楽祭開催要項

- 1 主 催 流山市教育委員会
- 2 企画運営 流山市音楽家協会
- 3 目 的 市内において音楽活動をしている団体に対し、発表の場の提供及び市民自らの運営により音楽文化の普及と発展に資することを目的とする。
- 4 期 日 令和4年3月20日（日）
- 5 会 場 流山市文化会館
- 6 参加資格 (1)主たる活動地が市内で、発表に伴う会場の準備、進行等のできる団体  
(2)その他流山市教育委員会が認める団体
- 7 参加方法 広報ながれやま（5月21日号）により募集。流山市民音楽祭参加申込書（別紙）に必要事項を記入の上、流山市生涯学習課窓口へ提出する。  
参加団体が20団体以上となった場合、演奏時間の短縮、抽選による参加団体の調整等を行う場合がある。
- 8 募集内容 声楽又は器楽によるアンサンブル等（ロックバンドなど音響機器の設置に時間のかかるもの又は会場側に音響機器の負担を伴うものについては不可）、曲目のジャンルは自由
- 9 募集期間 令和3年5月21日から令和3年6月18日まで
- 10 演奏時間 1グループ10分以内を厳守（入退場を含む）。
- 11 参加料 無料とする。但し、参加団体の練習等に要する経費は参加者負担とする。
- 12 その他
  - ・出演団体は音楽祭当日までに開催する会議（3回程度）に参加し、事業の運営に協力する。
  - ・出演団体は班ごとに分かれ、市民音楽祭開催に伴う準備や進行、終演後の片付け等を行う。
  - ・音響機器を使用する場合、マイクを除き参加者が用意するものとする。